



## 高知家あんしん会食推進の店認証基準（チェックシート）

12	<input type="checkbox"/> 次のような注意喚起を全て行う。 ・ 回し飲み、スプーンや箸などの食器の共有や使い回しは避ける。 ・ 大声での会話を避ける。
13	<input type="checkbox"/> 個室を使用する場合は、常時換気（換気基準は「3. 施設・設備の衛生管理の徹底」）を行う。
14	<input type="checkbox"/> 待合席や喫煙スペース等の店内の一箇所に、多数の人が集まるなど、3つの密が発生しないよう留意する。
15	<input type="checkbox"/> 従業員（店主含む）はテーブル移動時に手指消毒等を行う。
16	<input type="checkbox"/> 利用者の横について一緒にカラオケやダンス等を行うなどの接客は距離を確保して実施する。
17	<input type="checkbox"/> 利用者の近距離で行うライブ、ダンス、ショー、シャンパンコールなどは必要な感染対策を行い実施する。 実施する場合は、人が密集しないよう、人数の制限や客席とステージの距離（原則2m）を確保する。

### 2 従業員（店主含む）の感染予防

18	<input type="checkbox"/> 大声を出さないことを徹底する。
19	<input type="checkbox"/> 業務開始前に検温・体調確認を行う。発熱（例えば平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状がある場合には、出勤しないよう呼びかける。
20	<input type="checkbox"/> 感染した、若しくは感染疑いのある従業員が出勤しないよう徹底する。
21	<input type="checkbox"/> 次を全て行う。 ・ 定期的に手指消毒や手洗いを実施する。 ・ 就業開始時や他者の接触が多い場所・物品に触れた後、清掃後、トイレ使用後は、手指消毒や手洗いを実施する。
22	<input type="checkbox"/> 一度に休憩する人数を減らすなど、密を回避する。
23	<input type="checkbox"/> 常時換気（換気基準は「3. 施設・設備の衛生管理の徹底」のとおり）を行い、共用する物品は定期的に消毒する。
24	<input type="checkbox"/> 従業員（店主含む）の仕事着は当該日業務終了後など定期的に洗濯する。

### 3 施設・設備の衛生管理の徹底

25	<input type="checkbox"/> 次のいずれかを満たしている ○（建築物衛生法の対象施設※の場合） 法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たしているか確認する。満たしていない場合は、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。 ※ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく、特定用途（物品販売・飲食店等サービス業に係る店舗、旅館ホテル、百貨店、博物館など）に利用される面積が3,000㎡以上の建築物 ○（建築物衛生法の対象外の施設の場合） 換気設備により必要換気量（一人あたり毎時30㎡）を確保する。 ○（建築物衛生法の対象外の施設の場合） 窓等の開放による換気の場合は、30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開（窓が一つしかない場合は、ドアを開ける等）するなどして十分な換気を行う。また、換気のため窓やドアを開放している旨を利用者に周知し、協力を要請する。
26	<input type="checkbox"/> 湿度40%以上70%以下を目安として、適度な加湿を行う。
27	<input type="checkbox"/> 共用タオルを使用しない。
28	<input type="checkbox"/> 共用する物品や複数の人の手が触れる場所を消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等を用いて適時清拭消毒する。 《飲食店で他人と共用し接触が多い部位に○印をつけてください》 テーブル、椅子、メニューブック、調味料、ドリンクバー、ドアノブ、電気スイッチ、タッチパネル、卓上ベル、レジ、蛇口、手すり、便座、洗浄レバー、コイントレイ、券売機、カラオケマイク、エレベーターボタン、パーティション等 (具体的な方法) ○ 消毒用エタノール ○ 次亜塩素酸ナトリウム ○ 界面活性剤含有の洗浄剤 ○ その他( )

## 高知家あんしん会食推進の店認証基準（チェックシート）

- 29  食品残さ、鼻水、唾液などが付着した可能性のあるゴミ、おしぼり等は、ビニール袋に密閉して処理し、作業後に手を洗う。

### 4 感染者発生に備えた対処方針

- 30  施設の従業員（店主含む）又は利用者の感染が判明した場合、次のような対応を行う。
- ・ 保健所の指示・調査等がなされた際は、必要な対応・協力を行う。
  - ・ 当該施設において感染拡大防止策を講じるとともに、必要に応じ感染の可能性のある営業日など感染拡大防止のための情報を公表する。
- 31  感染疑い時などに検査を受けた際は、結果が判明するまで出勤を控えることなど、感染拡大を防止する上で適切な行動を従業員に周知する。

### 5 アピール項目

#### (1) 来店者の感染予防

- 32  アルコールアレルギーの方が来店した場合、薬用石けんを備えた手洗い設備へ誘導するなど一定の配慮をする。

#### (2) 施設の衛生管理の徹底

- 33  二酸化炭素濃度(CO2)センサーを使用し、二酸化炭素濃度が1,000ppmを超えていないか確認する。
- 34  施設内の人が密集する共用エリアについて、換気の詳細(空気の流れ)をわかりやすく図示する。
- 35  施設内の人が密集する共用エリアについて、エリア内での一人当たりの必要換気量を確保するため、エリアごとの換気量及び必要換気量上の人数制限を算出し、一覧表等で管理する。
- (必要換気量の確保のために人数制限する場合)
- 換気量:(  $\quad$  m<sup>3</sup>/時 ÷ 30m<sup>3</sup>/人・時=  $\quad$  人 (必要換気量上の人数制限))